

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成 26 年 9 月 16 日（火）18：09～18：21

2 場所 永田町合同庁舎 8 階 C 会議室

3 出席

<WG 委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<関係省庁>

土生 栄二 厚生労働省医政局総務課長

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 公立病院の民間（診療所）への解放（「テナントドクター制度」）

3 閉会

○宇野参事官 それでは、時間も押しておりますので、次のテーマに入りたいと思います。

公立病院の民間（診療所）への解放ということにつきましてヒアリングをさせていただきます。厚生労働省の医政局総務課長土生様においていただいております。

これは提案募集をしましたところ、秋田県の仙北市さんのほうから出てきたもので、要は過疎のほうで、病院のスペースが余っているというところに医者を入れたいのだけれども、それは病院採用しないとなれないという仕組みになっているので、そうではなくてテナントのようにそこに入ってもらって、上下関係というか雇用関係のない形で開業できるような方策ができるだろうかという提案でしたので、そういう趣旨でございます。

先ほど聞かなかつたのですけれども、基本的にこの会は公開を前提にしておりますが、よろしいですか。では、公開前提ですすめさせていただきたいと思います。

○原委員 どうもお忙しい中、ありがとうございます。この仙北市さんの御提案はごらんいただいておりますでしょうか。

○土生課長 はい。

○原委員 こういったことが実現できるのかどうかについてお話しitただければと思いま

す。

○土生課長 厚労省医政局総務課長の土生と申します。どうぞよろしくお願いします。

本件に関しまして、関連の法令と、それから関連するであろう通知を持ってまいりましたので、まず簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、医療法の無床診療所の構造設備基準に関する関係法令を御説明させていただきたいと思います。

医療法の第7条第4項ですが、病院、診療所の許可につきましては、省令等で基準を決めまして、その基準に合致するときには所管の自治体の長、この場合は都道府県知事ということになろうかと思いますけれども、そこで許可を与えなければならないということになっているところでございます。

今回の懸案事項は、ベッドを持っていない診療所の例と理解しておりますけれども、いわゆる無床診療所と呼んでいますが、これについては余り具体的な法令上の規制はないというのが結論的なところでございます。

かいつまんで御説明いたしますと、医療法の第20条でございますけれども、これは診療所に限らず医療機関一般について清潔保持の観点や衛生上、構造設備が適当であると認められるものでなければならないという一般的な規制があるということでございます。

第21条は病院等に関する規定です。病院、医療法上20床以上の入院施設を有する医療機関となっておりますが、および診療所の中でも療養病床、長期に療養するタイプの病床を持っている場合の診療所ですけれども、これらについては、人員、施設の基準を省令に委任するという規定がございます。

第23条ですけれども、この前3条のほか、病院、診療所、助産所の構造設備につきまして、必要な基準を厚労省令で定めるという形になっているということでございます。

2ページ目にまいりまして、省令、医療法の施行規則ということでございます。病院等につきましては、色々な規定がございますが、この資料は無床診療所に関するものを抜粋したものでございます。構造設備の基準は次のとおりとするとなっていますけれども、無床診療所については適用される規定は少ないということでございまして、具体的には1、15、16、ただ、これは電気施設ですとか放射線の工場設備、防火上の基準等について定めたものということでございますので、特段今回の事例に即して何か問題になるということはないのかなと思っております。

最後に、もう一枚関連し得る通知ということで、これは旧厚生省時代の通知でございますけれども、診療所の施設に関する疑義についてということで、自治体から照会があったものに対して答えていたということでございます。

今回の事例のように、病院の中に診療所をつくるということについて直接に答えたものというのは該当するものがございませんでしたけれども、これは同一建物の中で診療所が複数ある場合ということですので、基本的には私どもこれに類して今回のケースについては考えることができるのではないかと思っております。

この照会に対しまして、旧厚生省時代でございますけれども、通知でございますので、自治体に対する技術的な助言の一環として回答したものという位置づけでございますけれども、私どもの考え方としましては、患者の診療に直接に供される施設と、ここで例示が挙がっておりますけれども、玄関とか廊下とか倉庫等、患者の診療に供されないという施設について分けて考えるということでございまして、患者の診療に直接供すると言いますと、典型的なものとしては診察室ということになろうかと思いますけれども、診察室など患者の診療に直接供される施設については、基本的には独立して有するような形にしていただく必要があると考えております。

逆にいいますと、それ以外の共用部分、つまり玄関、廊下等々を含めまして、構造上、共同で利用せざるを得ないということについては、そういったケースはあり得るという見解を示しているということかと思います。

今回の事案が直接どういうケースなのかというのは、御提案の範囲でしか承知しておりませんので、基本的には許可権者、先ほど申し上げましたように都道府県知事ということになりますので、地元の保健所の御判断ということになろうかと思いますけれども、私どもの、いわゆる通知における指導の範囲での、助言の範囲での考え方としては、今のようなことを申し上げているということでございますので、この範囲で例えば診察室等を一定の範囲で確保した上で、玄関あるいは廊下等を共用するという形であれば、現在の厚労省の考え方にも矛盾するところはないのかなと思っておりますので、また御質疑、御意見をいただければと思います。

とりあえず私のほうからは以上でございます。

○原委員 大変ありがとうございました。現行のルールは大変よくわかりました。この前提で提案者にも具体的にどこで引っかかるのか、もう一度確認をする必要があると思っています。

たしか、この提案のときには待ち合いスペースなどが別々になっていると難しいということを言われて、もし事務局で間違いがあったら補足してください。待ち合いスペースは直接診療に供するということには入らないので、もしそういった指導が都道府県ないし保健所さんでなされているとしたら、それは間違いであるということでおろしいでしょうか。

○土生課長 ケース・バイ・ケースの自治体の御判断ですので、今この場で個別ケースについて、どれが正しいとか、間違いとか、申し上げることはなかなかできませんけれども、直接の診療に供するという施設の中に、私どもとしては待合室というは入らないとは思っておりますので、構造上、共同で利用せざるを得ないということであれば、それを認めるということも1つの判断で、それはあくまでも現場の自治体の御判断と私どもは考えています。あくまで一般論ということが答えさせていただきました。

○原委員 通常の公立病院のような施設で考えたときに、例えば待ち合いのスペースは共通になっていて、診療のスペースについてはそれぞれ内科とか外科とかというので分かれているということであれば、その区画を独立させて診療所として使うと、一般的には可

能と思われるということでおろしゅうございますか。

○土生課長 一般論として申し上げますと、構造上、必要があって患者の診療に直接供さない部分を共用にするということはあり得るということをと申し上げているつもりでございます。

○原委員 これは提案者に確認しますけれども、私の思いつく範囲で確認をさせていただくと、例えば診療に供する施設といつても、点滴を打つために別のところに連れていったりとかというのはよく共有などでもあるのですが、そういうスペースを幾つかの科の共用で使うなどということをやるとアウトになってしまふのでしょうか。

○土生課長 診療に直接供する部分はやはりどちらが施設の管理について責任を持つかということは明確にする必要があると思っています。

そういう意味では診察室が代表例かと思いますけれども、他方で、例えば病院の何らかの高度な医療機器を診療所側が借りるという形は別の議論として、それは通常の病院でもある話だと思っておりますので、どちらの施設かということは明確にした上で、また、その使用形態においてどういう契約をするのかということは、また別の法的契約、場所を借りるということ以外の別の契約として、病院の施設を、外部の診療所も含めてお医者さんが利用するということは通常の医療法あるいは病院の運営においても行われていることなので、そこは形の整理ということかなと思います。

○原委員 わかりました。ある施設の中の診療用のスペースをきちんと区画を分けて、この医療施設についてはこの人の責任ですということが明確にされていれば、基本的にはオーケーだろうということです。曜日によってそのスペースを使う診療所が変わるなどということになってしまふとだめなわけですか。

○土生課長 そうですね。そこは診療所は許可が必要ですので、基本的にはそこの診療所の医師が責任を持って管理されるということですので、日替わりのようなことは通常は想定していないと思っております。

○原委員 わかりました。では、あとは提案者に本当にできない引っかかる部分があるのかどうか、もう一度確認をさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。

事務局、よろしいですか。

○宇野参事官 はい。

○土生課長 ありがとうございました。